

第3期群馬県国民健康保険運営方針 新旧対照表

見直し前	見直し後	備考欄
第1章 基本的事項	第1章 基本的事項	
第1節～第2節 (略)	第1節～第2節 (略)	
第3節 策定年月日 <u>令和6年3月29日</u>	第3節 策定年月日 <u>令和6年3月29日</u> <u>(令和8年3月一部改定)</u>	(追加)
第4節 (略)	第4節 (略)	
第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	
第1節～第4節 (略)	第1節～第4節 (略)	
第3章 納付金及び標準保険料率の算定方法並びに保険税水準の統一	第3章 納付金及び標準保険料率の算定方法並びに保険税水準の統一	
第1節～第2節 (略)	第1節～第2節 (略)	
第3節 納付金の算定方法 市町村ごとの納付金の算定に当たっては、 <u>医療分、後期分及び介護分</u> ともに次の算定方法により算定することとされている。 (略)	第3節 納付金の算定方法 市町村ごとの納付金の算定に当たっては、 <u>医療分、後期分、介護分及び子ども・子育て支援分</u> ともに次の算定方法により算定することとされている。 (略)	(追加)
第4節 (略)	第4節 (略)	

第3期群馬県国民健康保険運営方針 新旧対照表

見直し前	見直し後	備考欄
<p>第5節 標準保険料率の算定方法</p> <p>県は市町村ごとの保険税率の標準的な水準を表す「市町村標準保険料率」を算定し、市町村に通知する。「市町村標準保険料率」は市町村ごとのあるべき保険税率（標準的な住民負担）の見える化を図ることを主な役割とするものである。<u>医療分、後期分及び介護分</u>ともに、「第3節 納付金の算定方法」に基づき算定された各市町村の納付金及び以下の係数等に基づき、算定する。</p> <p>全国一律の方式により算定する、県内全ての市町村の保険税率の標準的な水準である「都道府県標準保険料率」も合わせて示すことにより、都道府県間の住民負担の見える化を図ることとされている。</p> <p>1 市町村標準保険料率の算定 (1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 標準的な収納率 標準的な収納率は、収納率目標とは異なり、県が市町村標準保険料率を算定するに当たっての基礎となる値である。実態を適切に反映する必要があることから、市町村ごとの現年度分収納率の直近3年の平均を基に設定する。</p>	<p>第5節 標準保険料率の算定方法</p> <p>県は市町村ごとの保険税率の標準的な水準を表す「市町村標準保険料率」を算定し、市町村に通知する。「市町村標準保険料率」は市町村ごとのあるべき保険税率（標準的な住民負担）の見える化を図ることを主な役割とするものである。<u>医療分、後期分、介護分及び子ども・子育て支援分</u>ともに、「第3節 納付金の算定方法」に基づき算定された各市町村の納付金及び以下の係数等に基づき、算定する。</p> <p>全国一律の方式により算定する、県内全ての市町村の保険税率の標準的な水準である「都道府県標準保険料率」も合わせて示すことにより、都道府県間の住民負担の見える化を図ることとされている。</p> <p>1 市町村標準保険料率の算定 (1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 標準的な収納率 標準的な収納率は、収納率目標とは異なり、県が市町村標準保険料率を算定するに当たっての基礎となる値である。実態を適切に反映する必要があることから、<u>医療分、後期分及び介護分については、市町村ごとの現年度分収納率の直近3年の平均を基に設定する。</u> <u>なお、令和8年度から新設される子ども・子育て支援分については、市町村間の公平性及び被保険者負担軽減をより一層図るため、次の算定方法により算定した収納率の直近3年</u></p>	(追加)
		(追加)
		(追加)

第3期群馬県国民健康保険運営方針 新旧対照表

見直し前	見直し後	備考欄
	<p style="color: red;"><u>の平均を基に設定する。</u></p> <p style="color: red;"><u>【子ども・子育て支援分に係る標準的な収納率の算定方法】</u></p> <p style="color: red;"><u>標準的な収納率</u></p> <p style="color: red;"><u>= (現年分の収納額+滞納繰越分の収納額+保険税の法定輕減分に係る繰入基準額) ÷ (現年分の調定額+保険税の法定輕減分に係る繰入基準額)</u></p>	
2 都道府県標準保険料率の算定方式 (略)	2 都道府県標準保険料率の算定方式 (略)	
	<p style="color: red;"><u>3 県内統一保険税率の決定</u></p> <p style="color: red;"><u>令和8年度以降の保険税率（子ども・子育て支援分に限る）</u></p> <p style="color: red;"><u>については、県が毎年度、国保法第82条の3第1項の規定により算定した市町村標準保険料率を参考に、群馬県市町村国民健康保険連携会議で毎年度の県内統一保険税率を提示する。各市町村は、群馬県市町村国民健康保険連携会議で提示した県内統一保険税率により、保険税率の改定に向けた手続を実施する。</u></p>	(新設)
第4章 保険税の徴収の適正な実施 第1節～第2節 (略)	第4章 保険税の徴収の適正な実施 第1節～第2節 (略)	
第5章 保険給付の適正な実施	第5章 保険給付の適正な実施	

第3期群馬県国民健康保険運営方針 新旧対照表

見直し前	見直し後	備考欄
第1節～第6節 (略)	第1節～第6節 (略)	
第6章 医療費の適正化の取組	第6章 医療費の適正化の取組	
第1節～第8節 (略)	第1節～第8節 (略)	
第7章 市町村事務の広域的及び効率的な運営の推進	第7章 市町村事務の広域的及び効率的な運営の推進	
第1節～第2節 (略)	第1節～第2節 (略)	
第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携	
第1節～第2節 (略)	第1節～第2節 (略)	
第9章 その他安定的な財政運営及び効率的な事業運営のため に必要な連絡調整等	第9章 その他安定的な財政運営及び効率的な事業運営のため に必要な連絡調整等	
第1節 連携会議の開催 本運営方針に基づき、国民健康保険制度を安定的に運営していくためには、県、市町村及び国保連合会の相互連携が重要であり、関係者の意見交換や連絡調整を行うため、引き続き「 <u>群馬県市町村国民健康保険連携会議</u> 」を開催する。	第1節 連携会議の開催 本運営方針に基づき、国民健康保険制度を安定的に運営していくためには、県、市町村及び国保連合会の相互連携が重要であり、関係者の意見交換や連絡調整を行うため、引き続き <u>群馬県市町村国民健康保険連携会議</u> を開催する。	(変更)
第2節 (略)	第2節 (略)	